

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成27年4月24日付けで、別紙記載の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表4に掲げる部分を本件対象保有個人情報に追加して特定し、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成27年2月23日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成27年4月24日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成27年5月25日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年9月4日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、平成27年11月10日に代理人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成28年1月19日に実施機関からの意見聴取を行った。

### 3 代理人の主張の要旨

（省略）

### 4 実施機関の主張の要旨

- (1) 代理人は不開示の理由の記載が不十分であると主張しているが、不開示理由をさらに明確に認識できるようにした場合、不開示部分の内容に踏み込まなければならないと判断し、本件処分の表現とした。
- (2) 代理人は過去の開示請求と開示箇所が一致していないと主張しているが、実施機関では開示請求ごとに改めて判断を行っている。
- (3) 代理人は理由も付さずに一方的に開示対象外としている箇所があると主張しているが、児童Aとその法定代理人の情報ではない部分は開示対象外としている。
- (4) 代理人は実施機関自身が作成した公文書であるにもかかわらず、他の実施機関からの要望により不開示としていると主張しているが、業務の遂行のために他機関から得た情報のうち、開示することで事務事業に支障があると判断する情報については、条例第17条第7号に該当するものとして不開示としている。
- (5) 代理人は特定の個人を識別することができないにもかかわらず、開示請求者以外の第三者の情報であるとの理由で、恣意的に不開示となっている箇所があると主張しているが、開示請求者以外の第三者の情報は不開示としている。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、埼玉県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）が保有する別紙に記載されている個人情報である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第2号、第3号、第6号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下不開示部分の条例第17条第2号、第3号、第6号及び第7号該当性並びに対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について検討する。

- (2) 不開示部分のうち別表1に掲げる部分の条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であつて、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そのため、本件



あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

イ 別表2に掲げる部分には、開示請求者以外の第三者の氏名が記載されている部分と開示請求者以外の第三者の氏名の一部が伏せ字で記載されている部分が認められる。このうち、開示請求者以外の第三者の氏名が記載されている部分については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ 開示請求者以外の第三者の氏名の一部が伏せ字で記載されている部分については、当該氏名が、精神医療センターで児童Aに関わりを持つ者の氏名であることを考慮すると、たとえ一部が伏せ字となっていたとしても、特定の範囲の人たちにとっては特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、別表2に掲げる部分は、いずれも条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、開示すべきではない。

#### (4) 不開示部分のうち別表3に掲げる部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ ところで、精神医療センターは、主として精神障害に関し必要な医療の提供を行うために設置されたものであり、業務を適正に遂行するためには、患者の状況等を適切に把握し、その状況を率直に記録することが不可欠であると認められる。

しかるに、別表3に掲げる部分を開示すると、今後、精神医療センター職員が開示されることを恐れて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することをためらうことが想定され、その結果、患者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、別表3に掲げる部分を開示すると、精神医療センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

なお、別表3に掲げる部分のうち一部分については、実施機関は条例第17条第7号のほかに同条第6号に該当するとして不開示決定を行っているが、これにより不開示とされた部分が同条第7号に該当することは上記のとおりであり、同条第6号該当性については判断するまでもない。

(5) 対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について

ア 対象外部分のうち、別表4に掲げる部分については、児童Aの診療記録や診療に関係した打合せの記録及び児童Aに関する事件について裁判所に情報の提供を行ったことについての報告書であり、いずれも本件開示請求の対象となる保有個人情報と認められる。したがって実施機関は別表4に掲げる部分を本件対象保有個人情報に追加して特定し、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

イ その他の対象外部分については、児童福祉法等の条文が記載された書籍等の写しや関係機関から文書が送付された際に使用された封筒の写し等であるから、本件対象保有個人情報に該当しないことは明らかである。

(6) 代理人のその他の主張について

代理人は、過去の開示請求では開示されていたものが不開示とされており、実施機関の判断が恣意的であると主張する。

過去に開示された情報について改めて開示不開示の判断を行う場合、条例第17条各号の該当性については、当該情報が過去に開示されたものであることを考慮し、重ねて開示することにより権利利益を害するおそれ及び業務に支障を及ぼすおそれがあるか等を判断すべきである。

この点について、代理人の主張する今回不開示部分は別表1及び別表2に含まれる部分である。

このうち、別表1に含まれる部分は具体的には代理人と児童Aとの関係についての記述であり、開示することによりなお児童Aの権利利益を害するおそれが認められる。別表2に含まれる部分は具体的には児童Aと共に入所している他の児童の氏名が記述されている箇所であり、開示することによりなお第三者の権利利益を害するおそれが認められる。したがって、これらの不開示部分は、いずれも過去に開示されたことを考慮しても、開示することにより児童A又は第三者の権利利益を害するおそれ及び業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため開示すべきではなく、代理人の主張は採用できない。

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (8) 付言

本件開示請求の請求者は児童Aであり、本件開示請求の対象も児童Aの保有個人情報であるところ、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」欄には「〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の個人情報をまとめて開示されたい」と記載されている。

本件開示請求の対象となる保有個人情報は児童Aの情報であってそれ以外の者の個人情報は開示すべきではない。それにもかかわらず実施機関は児童A以外の者の個人情報を開示している。これは条例の定める開示請求の取扱いとは異なることから、実施機関は条例第16条第3項に基づく補正を開示請求者に求めるなど、適正な手続に従って処理を行うべきであった。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

## 審査会の経過

| 年 月 日       | 内 容             |
|-------------|-----------------|
| 平成27年 9月 4日 | 諮問を受ける（諮問第140号） |
| 平成27年 9月 4日 | 実施機関から理由説明書を受理  |
| 平成27年11月10日 | 代理人から意見書を受理     |
| 平成28年 1月19日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| 平成28年 2月22日 | 審議              |
| 平成28年 3月22日 | 審議              |
| 平成28年 4月18日 | 審議              |
| 平成28年 6月 6日 | 答申              |

【本件対象保有個人情報】

- 1 外来診療録の平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の記録・平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の診断書
- 2 平成〇〇年〇月〇日付保有個人情報開示決定等に係る意見照会に係る起案一式  
「保有個人情報開示決定等に係る意見書について」（精医セ第〇〇号）
- 3 平成〇〇年〇月〇日付個人情報提供依頼に係る起案一式
  - ①「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」（精医セ第〇〇号）
  - ②「診療録及び入院時診療記録の情報提供について」（精医セ第〇〇号）
  - ③「相談診療録等開示等終了報告書」
- 4 平成〇〇年〇月〇〇日付保有個人情報開示請求に係る起案一式  
「協議書」（精医セ第〇〇〇号、精医セ第〇〇〇号）
- 5 平成〇〇年〇月〇〇日付個人情報提供依頼に係る起案一式  
「保有個人情報提供依頼書に係る情報提供について」（精医セ第〇〇〇号）
- 6 平成〇〇年〇月〇日付保有個人情報開示決定等に係る意見照会に係る起案一式  
「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」（精医セ第〇〇〇号）
- 7 平成〇〇年〇月〇〇日付調査囑託書に係る起案一式
  - ①「相談診療録等開示検討委員会」起案一式
  - ②「調査囑託書について（回答）」（精医セ第〇〇〇号）
  - ③「相談診療録等開示等終了報告書」
- 8 診療録の開示請求に対する期間延長通知書について（H〇〇.〇.〇〇 精医セ第〇〇〇

号)

- 9 相談診療録開示検討委員会 (H〇〇.〇.〇〇) ●
- 10 個人情報開示請求に係る協議について (依頼) (H〇〇 精医セ第〇〇〇号) ●  
※ ●のカルテ写しは添付を省略している。
- 11 保有個人情報を開示する旨の決定について (H〇〇 精医セ第〇〇〇号) ●
- 12 個人情報開示請求に係る協議について (依頼) (H〇〇.〇〇.〇〇精医セ第〇〇〇号)
- 13 保有個人情報を開示する旨の決定について (H〇〇.〇〇.〇精医セ第〇〇〇号)
- 14 相談診療録開示決定等に係る対応報告 (H〇〇.〇.〇〇) ●
- 15 相談診療録開示終了報告書 (H〇〇.〇〇.〇〇)
- 16 個人情報開示決定に係る不服申立の諮問について (H〇〇精医セ第〇〇〇号)
- 17 個人情報開示決定に係る不服申立の諮問について (H〇〇精医セ第〇〇〇〇号)

●印：埼玉県立精神医療センターにおける平成〇〇年〇月〇〇日の〇〇〇〇に関する  
情報（カルテの写し）が付いている起案

別表 1 ～別表 4

(省略)